



# News Letter

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

2024年7月号

## 【今月の一言】

オリンピックが開催中です♪連日、熱い戦いが繰り広げられていますね。  
オリンピックには魔物が住んでいるとはよく言いますが、そんな中でのアスリート達の強靭なメンタルを感じるのがとても好きです。選手方にはそれぞれのオリンピックを満喫して頂きたいと思います。  
ライブ中継での観戦を楽しみにしていましたが、実際始まってみると思ったほど見れないというのが正直な感想です。でも、まだ期間は残されているので、気持ちだけでもしっかり応援しまーす!!

## 経営セーフティ共済の2年縛り

令和6年度の税制改正で、中小企業倒産防止共済制度（以下、「経営セーフティ共済」）の税務上の取り扱いが変更されました。

税制改正による影響について、説明していきます。

### 【経営セーフティ共済とは？】

取引先が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産に陥る事を防ぐための制度です。

国の機関である中小機構が運営しており、取引先が倒産した場合は払い込んだ掛金の10倍（上限8,000万円）まで融資を受ける事ができます。

その他にも下記のようなメリットがあります。

#### ・メリット①

掛金が全額損金に算入できる月額5,000円～200,000円の範囲で設定、累計800万円まで

#### ・メリット②

40月以上掛金を納めていれば、解約で掛金が100%戻る（40月未満は元本割れ）

#### ・メリット③

解約してもすぐ再加入できる

（再加入はできるが、掛金の損金算入は・・・➡今回の改正）

### 【 令和 6 年 10 月以降の解約の場合 】

解約後に再加入した場合、解約から 2 年間は掛金が損金に算入できなくなる改正が加わりました。

再加入自体は制限されていません。

### 【 改正の背景 】

解約手当金を 100% 受け取れる時期（加入後 3～4 年経過後）になると解約するというケースが全体の 33% あり、解約後、短期間で再加入が 80% 以上ありました。

「全額損金で税金を減らす→解約手当金 100% もらう（何らかの経費を充て、課税されないようにする）→解約後、短期間で再加入し、全額損金で再度税金を減らす」という事が繰り返されていると判断されました。

このような行為は「連鎖倒産の防止」という制度本来の趣旨ではないということで、今回の改正となりました。



### 【 資金が必要なときは一時貸付制度も検討を 】

取引先が倒産していなくても、事業資金を必要とする時には払い込んだ掛金の範囲内で融資を受ける事ができます。年利率は 0.9%（令和 5 年 9 月時点）で前払い、借入期間は 1 年で原則的に期限一括償還です。

また、返済期日前に借入金額を全額返済し、同額を新たに借り入れる「同額借換」の手続きをすることで、今までと同じ金額の借入を継続するのと同様の効果を得る事ができます。

利息のみ支払って元本が据置かれるイメージです。資金が必要で解約を検討される場合は、一時貸付も選択肢に入れてはいかがでしょうか。

掛金の納付月数	借入限度額(最低 30 万円、5 万円単位)	掛金の納付月数	借入限度額(最低 30 万円、5 万円単位)
1 ヲ月～11 ヲ月	0 円	36 ヲ月～39 ヲ月	掛金総額 × 95% × 90%
12 ヲ月～23 ヲ月	掛金総額 × 95% × 75%	40 ヲ月～	掛金総額 × 95% × 95%
24 ヲ月～29 ヲ月	掛金総額 × 95% × 80%	掛金総額 800 万円	掛金総額 × 95% × 100% =760 万円
30 ヲ月～35 ヲ月	掛金総額 × 95% × 85%		

## 【最後に】

改正により制度の使い勝手は悪くなりますが、「税金を抑えつつ、積み立てもできる」有効な制度であることに変わりはありません。

また、資金繰りにプラスとなる以下のメリットもあります。

- ・取引先の倒産による共倒れを防げる（本来の機能）
- ・資金繰りが苦しくなったら借入ができる。
- ・急なビジネスチャンスにも借入ができる。
- ・掛金の減額がペナルティなしでできる。

今後は再加入による2年間の損金不算入の時期がありますので、資金繰りのメリットも考慮にいれながら、加入・再加入についてのより慎重な判断が必要になってくると考えられます。

倒産防止共済に関してのご相談がありましたら、お気軽にお問合せください。